

放送コンテンツに係る権利処理について

総務省

平成30年4月24日

放送コンテンツに係る権利処理について

放送コンテンツに係る主な権利

著作権法に基づく権利のほか、いわゆる放映権のような民間の契約に基づく権利がある。

著作権		著作隣接権		民間の契約上の権利
原作 脚本	音楽 (作詞・作曲)	レコード (レコード製作者・ レコード実演)	実演 (映像)	スポーツやイベント の中継映像
原作:日本文藝家協会 脚本:日本脚本家連盟 日本シナリオ作家協会	日本音楽著作権協会 (JASRAC) 株NexTone(ネクストーン)	日本レコード協会 実演家著作隣接権センター (CPRA)	映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) または芸能プロダクション	スポーツやイベントの主催者 (いわゆる放映権)

著作権法上の権利ではなく、民間の契約上の権利

放送及び放送後のネット配信における主な著作権処理の運用

放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約 等による実務上の運用手続が形成

著作権等管理事業者の管理する著作物等の利用にあたって包括的に許諾する契約。これにより、当該著作物等に関する個別の許諾が不要になる。

権利種別	権利者	法と実態	放送(初回放送の例)	ネット配信(VOD等の異時配信の例)
著作権	作詞家・作曲家 JASRAC 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾(各放送事業者)	包括許諾(各放送事業者)
著作 隣接権	実演家(映像) aRma 等	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾(芸能プロダクション 各放送事業者)	個別許諾(aRma 各放送事業者)
	レコード製作者・ レコード実演家(音楽) 日本レコード協会 CPRA 等	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約(NHK・民放連)	包括許諾(各放送事業者)

放送事業者が自ら放送番組を製作する場合

注 上記のほか、原作・脚本があるが(放送・ネット配信とも公衆送信権)、処理件数が少ないため、いずれも個別許諾により対応している。

放送番組のネット同時配信における権利処理手法の検討

情報通信審議会中間答申(H29.7.20)のポイント(権利処理関係部分)

放送や放送後のネット配信については、放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約等による実務上の運用手続が形成

同時配信の実施にあたっては、放送開始までに権利処理を行うことが必要

これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。

平成29年10月10日 情報通信審議会放送コンテンツ委員会のもとに「権利処理タスクフォース(TF)」を設置し、検討を開始

権利処理タスクフォース(TF)の検討事項及び検討体制

【主な検討事項】 以下の分野について、同時配信を実施する上での著作権及び著作隣接権の処理に関する手続を確認し、抽出された具体的な課題への対応を検討する。

音楽分野(作詞・作曲・レコード製作者、レコード実演)

映像実演分野

【メンバー】 (有識者) 新美育文明治大学法学部教授(主任)、内山隆青山学院大学総合文化政策学部教授、三尾美枝子キューブM法律事務所弁護士、末吉互潮見坂綜合法律事務所弁護士

(放送事業者) 日本放送協会、民間放送連盟、民放キー局5社

(権利者団体) 映像コンテンツ権利処理機構(aRma)、日本音楽事業者協会、日本音楽著作権協会(JASRAC)、日本レコード協会、(株)NexTone

オブザーバー 文化庁著作権課

【今後のスケジュール】 平成30年夏頃に答申予定

権利処理タスクフォース 検討結果

平成30年4月13日

1. 音楽分野及び実演分野における議論の整理

音楽分野及び実演分野における議論の整理

検討にあたっての基本的考え方

中間答申で示された検討の方向性

放送や放送後のネット配信については、放送事業者と権利者団体との間で包括利用許諾契約等による実務上の運用手続が形成。

これまで積み上げられてきた放送や放送後のネット配信における権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえ、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討することが必要。

放送事業者の状況

NHKについては、総合及び教育テレビの常時同時配信の実施を希望しているが、放送法上の取扱いに関しては「放送を巡る諸課題に関する検討会」において検討中であり、平成27年度より、毎年、同時配信の試験的な取組（試験的提供）を実施しているところ。

民間放送事業者については、一部の番組について同時配信の実験を実施しているが、同時配信のビジネスモデルが構築されておらず、これに取組むとの判断には至っていない。



現行の初回放送や放送後の見逃し配信における権利処理の運用手続をもとに、図上演習を実施（将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に想定されうる権利処理方法を考察）。

上記の図上演習を通して、NHKの試験的提供の結果等を考慮しながら、具体的な課題を抽出し、課題の解決策について議論を実施。

1 - 1 . 音楽分野における議論の整理

音楽分野における議論の整理

基本とする考え方に関する議論

これまでに示された主な意見

包括的利用許諾契約	<p>【権利者団体】 既に使用料規程を設けており、包括的利用許諾契約により対処可能。</p> <p>【放送事業者】 包括的利用許諾契約を締結することは可能と思われる。ただし、民放はビジネスモデルが構築されておらず、現段階ではどのような契約となるかは不明。 包括的利用許諾契約を締結しても、権利者団体管理外(アウトサイダー)の問題は残る。</p>
放送と同様の報酬請求権	<p>【放送事業者】 スムーズな権利処理を考えると、運用の中で工夫していく手段もあるが、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。</p> <p>【権利者団体】 現状包括処理でうまくいっているのに権利制限を求めるのは理解に苦しむ。権利者にもビジネスモデルがあり、一方的な権利制限は納得できない。 音楽分野では、実務上大きな課題はないのではないか。 NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。</p> <p>【文化庁等】 権利制限には公益性が必要。権利と利用の保護のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか不明。</p>

権利者団体管理外(アウトサイダー)の現状

【NHKによる調査】

(2015年10月～2016年3月 総合・教育の放送(95,000件)の内訳)

レコード協会管理が確認されたもの: 87.1%

レコード協会管理外であることが確認されたもの: 1.1%

管理状況が不明なもの: 9.1%

輸入盤: 2.6%

【NHKの試験的提供Bにおける調査】

(2017年10月30日～11月26日 総合・教育の同時配信(1,209時間、3,345番組)の内訳)

配信を行わなかった割合:

時間ベース: 15.5% 番組数ベース: 19.3% (644番組)

音楽が原因のもの: 輸入盤CD使用のため、配信を差し控えた2件

レコード製作者等におけるアウトサイダーに関する現状の取組等

(1) 集中管理の拡大・権利情報の集約化

レコード協会による放送事業者に対する管理情報の提供

放送事業者の求めに応じて、レコード協会に送信可能化権の管理委任を行っている社(会社名)のリストを交付(計349社)。特定のレコードが管理委任の対象であるか否かについて、放送事業者からの問い合わせには随時対応。JASRACのように放送事業者が直接検索できるデータベースがない。

「レーベル名、CD番号はリストに記載されていない(インディーズレーベルや合併後のレコード会社名の照合が困難な場合がある)」「現時点でどの原盤がレコード協会で管理されているのかを調べるのにも手間がかかる。調査の仕方・検索の仕方も課題」等の指摘があった。

文化庁によるコンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業

文化庁では、コンテンツ等の権利情報の集約化に向けたデータベースの整備について、集中管理の取組が進んでいると思われる音楽の分野を中心に、平成29年度より実証事業を行っている。

平成11年にJASRAC・レコード協会・CPRAにより設立されたMINC(ミュージック・ジェイシス協議会)が行ってきた音楽情報の総合ポータルサイトである「MUSIC FOREST」をベースにして、MINCを設立した3団体と昨年10月から参加したNexToneを中心に、日本レコード協会に加盟していないインディーズレーベルの関係の団体にも加わってもらう形でデータベースの構築を進めている。

CD商品の品番、アルバム名などで検索して、その管理楽曲が確認可能。MUSIC FORESTの掲載楽曲数は約480万曲のところ、新しいデータベースについては約520万曲となっており、約40万曲増加。

(2) 放送事業者と権利者団体の協力に関する契約上の位置づけ

レコード協会は、放送用複製(放送事業者による一時的固定を超える利用)について平成3年から包括許諾で対応しているが、これまで問題が生じたことはない。契約により、問題が生じればレコード協会と放送事業者が協力して問題解決にあたることとしている。放送番組の海外番販(ネット配信を含む)における原盤権処理は放送用複製と同様の契約とすることで権利者団体・放送事業者で合意済み。

「放送用複製と送信可能化では権利者の受け止め方が違うと思われるので、同時配信について問題が生じるリスクがある」等の指摘があった。

音楽分野における議論の整理

レコード製作者等におけるアウトサイダーへの対応に関する議論

これまでに示された主な意見

権利団体による管理範囲の拡大(データベースの充実・利活用を含む)	<p>【権利者団体】 レコード協会として、委任をしていない権利者の取り込みについては今後も積極的に行っていきたいと考えており、そのために放送局から情報提供を受けるなどして、まだ権利を預かっていないレコード会社があるようであれば権利委任の働きかけを進めていきたい。 管理原盤のデータベース化については、よくJASRACのようにできないかと言われるが、そこまでのレベルは難しいが、レーベル名での管理や、レコード会社名以外での情報の追加といった、管理レコードの明確化や情報の整理については積極的に取り組んでいきたい。 文化庁では、コンテンツ等の権利情報の集約化に向けたデータベースの整備について、集中管理の取組が進んでいると思われる音楽の分野を中心に、平成29年度より実証事業を行っている。 輸入盤(日本で国内版未発売の外国のメジャー以外のレコード)については、外国との相互管理協定を拡大していくなどの取組で対応していきたい。</p> <p>【放送事業者】 現時点でどの原盤がレコード協会で管理されているのかを調べるのにも手間がかかる。調査の仕方・検索の仕方も課題。(再掲) レコード協会の委任を増やす取組については評価。しかし、現実問題として、委任範囲を100%に広げるのは難しいと思われる。</p>
不明権利者裁定制度	<p>【放送事業者】 現行の不明権利者裁定制度では、申請中利用制度を活用して利用ができるまでに一定の時間と手続が必要なので、放送と同時の番組配信の権利処理で活用することは極めて困難。</p> <p>【文化庁】 裁定制度については、これまで「相当な努力」要件の具体的、明確化及び要件の緩和や、申請中利用など、改善を行っている。</p>
拡大集中許諾制度	<p>【権利者団体】 拡大集中許諾の議論もあるのではないかと。</p> <p>【文化庁・有識者等】 拡大集中許諾制度の法的正当化については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要。 また、導入する場合の具体的な課題としても、拡大集中許諾については、団体の在り方(適格性・代表性・構成員の同意の要否)、使用料の徴収・分配の手続、非構成員との関係、オプトアウトの具体的な仕組み、著作権管理事業法と競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど多様な課題を有している。 拡大集中許諾制度は、日本では、権利者側の組織率が低く、導入困難。 権利者団体による権利者の確定や探索等により加入率を高めていくと、拡大集中許諾制度を導入する道を開くことにもなる。</p>
放送と同様の報酬請求権(再掲)	<p>【放送事業者】 スムーズな権利処理を考えると、運用の中で工夫していく手段もあるが、レコード製作者等について、放送と同様に報酬請求権とする制度改正の検討を進めるべき。</p> <p>【権利者団体】 現状包括処理でうまくいっているのに権利制限を求めるのは理解に苦しむ。権利者にもビジネスモデルがあり、一方的な権利制限は納得できない。 音楽分野では、実務上大きな課題はないのではないかと。 NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。</p> <p>【文化庁等】 権利制限には公益性が必要。権利と利用の保護のバランスが必要。実際にどのようなニーズがあるのか不明。</p>

音楽分野における議論の整理

その他の意見

これまでに示された主な意見

<p>同時配信の前提となるビジネスモデルに関する意見</p>	<p>【放送事業者】 民放各社は現状、同時配信を実施するか否か、また実施した場合に、どのような方針で行うのか判断していない。仮に実質的な収入がなく、「放送の補完サービス」として実施するのであれば、権利処理においては「ゼロベース」とするなど権利者の協力をお願いしたい。 同時配信について社会的要請がある場合、権利とそれに伴う使用料の考え方を見直す必要がある場合には、現行の使用料規程の考え方についても考え直す必要があるのではないかと。</p> <p>【権利者団体】 ビジネスモデルが成り立つか権利をゼロベースとするのかという議論は別にすべき。無権利と同等の状態にすべきという意見ならば話し合いはうまくいかなくなる。 クリエイターにもビジネスモデルがあり、一方的にクリエイターの権利を制限せよという議論はおかしい。 そもそも同時配信においてどのようなサービスを具体的に提供する計画であるのかを明示すべき。</p>
<p>NHKの権利処理手続ルールの形成が先行することによる民放への影響</p>	<p>【民放各社】 NHKの権利処理のやり方が業界全体の慣行と見なされることについて懸念するところであり、NHKにおいては、民放各社との情報共有に加え、権利処理のルールの考え方に配慮すべき。 NHKとの情報共有及び意見交換は必須であり、あらかじめ一定の仕組みを構築することが必要。</p> <p>【NHK】 NHKと民放では収入構造が異なることから、異なる権利処理手続ルールの形成もあり得る。ただし、情報共有や意見交換を行っていくことは可能である。</p>
<p>民放ローカル局における権利処理への対応</p>	<p>【民放各社】 民放連と権利者団体の協議に基づく包括的利用許諾契約等が成立するのであれば、民放連がローカル局の意見集約をすることが可能なので個別の事前調整は不要になるのではないかと。 社内に権利処理専門の部署がない放送事業者もあり、アウトサイダーとの権利交渉ができるか疑問。 系列局のことも想定して検討を進めていきたい。 民放連では当面調査・研究を主眼としており、ローカル局が同時配信を行うと決めたときには民放連としてどのような対応が必要なのか検討することになる。</p>

1 - 2 . 実演分野における議論の整理

実演分野における議論の整理

議論の背景

テレビ番組の同時配信はいずれも実験段階であり、現在aRmaでは正式に同時配信の権利処理を行っておらず、使用料規程にも同時配信に関する規定は存在しない。

初回放送の権利処理については、NHK・民放共に、番組出演時に権利者と直接交渉。初回放送直後に行われる見逃し配信の権利処理については、NHKは権利者との直接交渉、民放はaRmaを通じた集中処理を実施。

同時配信において想定される権利処理方法の例

これまでに示された主な意見

初回放送の許諾取得時に直接交渉し許諾を得る方法

【NHK】

放送番組を「全て」「同時に」配信するという常時同時配信の特性から考えると、初回放送の出演交渉と同時に同時配信の許諾を実演家から取得するのが現実的。

【民放】

同時配信の作業というのは、初回放送と数秒違いで同じタイミングで行うものであり、初回放送時における個別処理が望ましい。
同時配信の場合には、物量の問題、実務的な問題、権利者団体管理外の問題があり、やはり初回放送の出演時に同時に処理されるべきものであるという理解。そうでないと実現が非常に難しい。

【権利者団体】

初回放送の出演交渉と同時に権利者から直接同時配信の許諾を得る方法に関しては、NHKの見逃し配信における許諾手続と同様に実施可能。
初回の出演契約に含めて交渉を行うようになった場合、現状でも放送の二次利用の際に問題となっているが、追加の支払いをせずに全ての権利を含めて対価を支払う「契約買い取り」のように、放送局が優越的な立場を利用して個別の実演家や事務所と交渉を行うという懸念がある。

aRmaを経由して許諾を得る方法

【民放】

aRmaのシステムは、映像コンテンツの二次利用の権利処理を目的として構築されており、全番組における常時の同時配信を想定した作りにはなっておらず、番組の処理手続の作業量を考慮した場合、放送局・aRmaの双方ともに、aRmaのシステムを通じて見逃し配信と同様の権利処理手続を行うのは、現実的には困難。
他方、番組を選別して同時配信をする場合には、aRma経由の処理が可能かもしれない。

【権利者団体】

同時配信の権利処理をaRmaで行う方法に関しては、同時配信は、直後か同時かのタイミングの違いはあれども早期の送信可能化権利処理であることに違いはなく、民放の見逃し配信と同じやり方で権利処理を行うことは可能。

実演分野における議論の整理

実演分野における議論

これまでに示された主な意見

<p>許諾の取得に関する意見</p>	<p>【放送事業者】 民放はビジネスモデルが決まっていないという大前提があり、それにより権利処理の手法は異なってくる可能性がある。放送の出演時に同時配信についても許諾を得られればよいが、一方でネット配信について非常に管理の厳しいタレント事務所が存在することも事実。実演家の一人がNGを出せば、その番組全体の同時配信は不可能となることも想定される。同時配信の実現を推進するには、放送と同等と考えられる仕組みや法改正が望まれる。 aRma管理外権利者の権利処理も、放送出演の交渉と同時に同時配信の許諾を出演実演家から取得する方法がベストであり、個別の交渉で解決できると考える。</p> <p>【権利者団体】 初回放送番組におけるaRma管理外権利者の権利処理は、出演時に可能であると思われる。 著作権法上、放送や送信可能化権が許諾権である限りは、許諾の可否がついて回るが、基本的に放送の許諾をして同時配信は嫌だという人は、実際のところ考えにくい。 NHKの試験的提供Bの配信できない理由の切り分けに違和感。実演家が問題となる部分は少なく、結局は対価の問題に収斂していくのではないかと。 NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽や実演家の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。 実演家には実演家のビジネスモデルがある。放送局のビジネスモデルに実演家のビジネスモデルが劣後する、すなわち、報酬請求権化して文句を言えないようにしてしまおうとする正当な根拠はどこにあるのか。</p>
<p>不明権利者に関する意見</p>	<p>【放送事業者】 過去番組の再放送を同時配信する場合、不明権利者の問題が発生する。ただし、実際には、民放では古いドラマを再放送するケースは稀ではないかと。 再放送を同時配信する場合の許諾についても初回放送時の交渉時に含めることについては、権利処理の効率化からすると望ましいが、費用対効果のバランスや権利者側の意向もあるので、今の段階では何ともいえない。 仮に不明権利者等許諾が取れない出演実演家がいる場合はその番組は配信できなくなる（「フタかぶせ」になる）可能性がある。通常、再放送が決まってから放送＝同時配信までの時間があまりないことを考慮すると、例えば「同時配信を放送と同じ扱いとする」ような著作権法の改正も選択肢の一つとして考えるべきと考える。</p> <p>【権利者団体】 過去番組における管理外権利者の権利処理の場合、連絡先が不明のために許諾を取得できない可能性がある。 aRmaは、2011年より裁定制度申請の要件を満たす不明者探索の業務委託を受けている。aRmaによる委任取得及び許諾、委任が得られない場合の放送局による個別の権利処理、最終的に連絡先が不明な場合における裁定制度の利用により、放送番組の二次利用の円滑化を実現している。 NHKにおいては、試験的提供Bの結果では権利者等からネット配信許諾が得られずに配信できなかった割合はごく一部分であり、原因の多くを占める配信権などの問題は音楽や実演家の権利を報酬請求権化したとしても解決する問題ではないにもかかわらず、報酬請求権化を主張するのはきわめて都合の良い主張のように思われる。（再掲） 実演家には実演家のビジネスモデルがある。放送局のビジネスモデルに実演家のビジネスモデルが劣後する、すなわち、報酬請求権化して文句を言えないようにしてしまおうとする正当な根拠はどこにあるのか。（再掲）</p>

2. その他の分野における議論の整理

音楽・実演以外の分野に関する議論

これまでに示された主な意見

【放送事業者】

配信権を得ようとすると高額な使用料の上乗せが必要になったり、権利保有者が放送権しか保有しておらず他に独占配信権を有する者があったりする場合がある。

劇場用映画、テレビドラマ、写真、原作、絵画等のなかには、一部、権利者が放送権を保有していても配信権を保有していない場合や、配信権を第三者に独占的に付与していることから許諾できないということは十分にあり得るケースであり、こうしたケースは現行法では努力や金銭では解決できない問題。

音楽分野・実演分野以外の他の分野においても大きな課題がある。たとえば、写真や美術品、劇場用映画やスポーツイベントの放映権など、1件1件について、放送とは別途の権利処理が発生することを認識する必要がある。

音楽や実演分野は権利者団体による集中管理が進んでいるが、それ以外の分野では権利者団体がない場合もあり、個別処理が必要。仮に初回放送の段階で放送は許諾するがネットは許諾しないといわれた場合、そもそも放送でも使わなければよいという判断ができればよいが、どうしても使いたい場合に問題となる。また、この議論については、100%同時配信することが必ずしも前提ではないということにもかかってくる問題だと思われる。

【権利者団体・有識者】

配信権などの問題は、著作権以外が原因なのではないか。

音楽や実演以外の分野における同時配信の権利処理について、新たに製作する番組に関しては、放送の許諾を得る際に、個別に同時配信の権利処理も行うことで十分対応が可能ではないか。

同時配信における権利処理全体を円滑に行うためには、音楽・実演以外の権利についても注意が必要だが、権利処理TFではそれらの分野における関係当事者が議論に参加していないので、これ以上この場で議論するのは難しい。